

令和6年第3回荒尾市農業委員会議事録

開催日時 令和6年3月11日（月） 13時30分開会

開催場所 荒尾市役所43号会議室

出席農業委員 14人

内田 浩明（会長）
濱崎 仁道（副会長）
大園 正道
畑中 二郎
齊藤 健
迎 賢一郎
丸木 義寛
藤岡 好行
前田 博礼
松岡 秀一
濱田 陽子
上田 清史
畑田 香織
尾上 光洋

出席農地利用最適化推進委員 4人

山川 洋治
田上 慎一
古城 義郎
前田 真也

欠席

上田 惣一
木下 照男

農業委員会事務局出席者

局 長	濱村	真光
次 長	田中	雅之
書 記	徳永	彩
書 記	土山	美香

議事日程

第1 議事録署名委員・会議書記の指名

第2

議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について（賃貸借権設定）

議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について

報告第7号 農地法第3条の3第1項の届けについて

報告第8号 許可不要転用届について

報告第9号 許可書返納届けについて

第3 その他

議長（会長） それではただ今より令和 6 年第 3 回総会を開催致します。本日は 14 名中 14 名出席ですので総会は成立しています。本日は議題 4 件、報告事項 3 件となっております。それでは審議に入りたいと思います。

議長 議案第 14 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請について事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

議案第 14 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請についてです。

4 件です。

受付番号 1

（譲渡人） 荒尾市牛水の個人

（譲受人） 荒尾市荒尾の個人

（土地の所在地） 牛水の田、面積 482 m²

（譲渡理由） 労力不足

（譲受理由） その他

現地の状況ですが、申請地に隣接して譲受人の自宅があります。譲受人は家庭菜園で野菜を 1 年数か月ほど耕作されており、申請地では野菜を耕作される計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 2

（譲渡人） 福岡市中央区赤坂二丁目の個人

（譲受人） 荒尾市平山の個人

（土地の所在地） 平山の畑、面積 1,417 m² 外 3 筆 合計 1,933 m²

（譲渡理由） 労力不足

（譲受理由） 経営拡張

現地の状況ですが、申請地の一部には野菜が植えられており、近くにお住いの方と一緒に譲受人の母が耕作されています。また、申請地の東側と南側の境界には竹が生えています。取得後は、竹などが生え、荒れた状態であるので、まず整地をされるそうです。イノシシも出るそうなので、イノシシ対策も行いながら、近くにお

住まいの方に教わりながら野菜を耕作し、妻や母と一緒に花の苗を育てたりされる計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 3

(譲渡人) 三重県鈴鹿市神戸九丁目の個人

(譲受人) 荒尾市蔵満の個人

(土地の所在地) 蔵満の畑、面積 226 m²

(譲渡理由) 贈与による

(譲受理由) 贈与による

譲渡人と譲受人は、姉と弟の関係です。申請地は譲受人の自宅に隣接しています。譲受人は現在、譲渡人である姉の介護で、荒尾市と三重県を行ったり来たりされており、農地取得後しばらくは農地の管理のみを行い、いずれ本格的に野菜を耕作される計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 4

(譲渡人) 荒尾市金山の個人

(譲受人) 荒尾市金山の個人

(土地の所在地) 金山の田、面積 364 m²

(譲渡理由) 交換

(譲受理由) 交換

申請地は、令和 6 年 1 月 15 日公告の基盤強化促進法による所有権移転をされる金山の畑との交換により取得されるものです。申請地に隣接して譲受人所有の農地があり、取得後は、2 筆一体として水稻を耕作される計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

議案第 14 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請については以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは、この件について担当委員は説明を願

いします。

受付番号1 委員

譲受人の自宅に隣接する農地で、特に問題無いと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号2 委員

申請地は譲受人の家の前にあり、きれいに管理されていたので問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号3 委員

譲渡人と譲受人は姉弟であり、申請地は譲受人の自宅の隣で周囲はブロックで囲まれており、年に数回手入れをされているので問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号4 委員

交換ということで、特に問題ないと思います。

議長 それでは許可することに決定します。続きまして、**議案第 15 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請**について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第 15 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請についてです。

2 件です。

受付番号 1 と受付番号 2 は同一事業についての申請です。

受付番号 1

(譲渡人) 山鹿市下吉田の個人
(譲受人) 荒尾市川登の個人 外 1 名
(土地の所在地) 川登の畑、面積 240 m²
(転用目的) 一般住宅で、第 3 種農地

受付番号 2

(譲渡人) 山鹿市下吉田の個人
(譲受人) 荒尾市川登の個人 外 1 名
(土地の所在地) 川登の畑、面積 41 m²
(転用目的) 通路で、第 3 種農地

受付番号 2 の申請地は、持分 1/2 についての権利移転となります。

1 筆の土地を 3 筆に分筆し、手前側を通路として使用し、奥の方に住宅を建設する計画です。通路に関しては 1/2 の持分取得となっております。

申請は個人住宅及び共有通路として使用される計画です。給水は市の上水道より、雨水は浸透枳へ排出、生活雑排水・汚水は下水道に接続される計画です

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

議案第 15 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請については以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

受付番号 1・2 委員

場所は住宅街の中なので、何も問題無いと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。続きまして、**議案第 16 号 農地法第 5 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請**について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第 16 号 農地法第 5 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請についてです。

1 件です。

受付番号 1

(貸出人) 福岡県筑紫野市大字下見の個人

(借受人) 荒尾市府本の法人

(土地の所在地) 蔵満の畑、面積 879 m²

(転用目的) 仮設事務所で、第 1 種農地

借受人は土木工事業を営んでおり、県の護岸改修工事のため仮設事務所を一時的に設置するものです。

申請地は現在は耕作されておりませんが、平成 21 年に農地法第 3 条の使用貸借許可を受けている農地のため、耕作者より一時的に転用することの承諾を得ています。なお、工事完了後は農地の状態に戻すことで確約書の添付がなされております。

申請は仮設事務所として使用される計画です。給水はなく、雨水は自然浸透、生活雑排水・汚水は発生しません。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

議案第 16 号 農地法第 5 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請については以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

受付番号 1 **委員**

事務所として使用するので、砂利などは入れないため、撤去後は農地として使用可能ということでした。奥にあるビニールハウスへの水の供給を確保してもらうこと、海に影響があるため漁協に許可をもらっていること、工事が遅くなって田植えの時期に影響が出ないようにということ、の 3 点を確認しております。特に問題は無いと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。続きまして、**議案第 17 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画**について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第 17 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画についてです。今回は、令和 6 年 3 月 15 日公告予定です。今回が令和 6 年の第 2 回目の利用集積計画となっております。5 件の受付で利用権設定の新規 5 年の田が 2,347 m²、新規 10 年の田が 1,215 m²、再設定 10 年の畑が 5,225 m²、樹園地が 11,491 m²、所有権移転の畑が 357 m²、樹園地が 6,291 m² となっております。第 2 回の合計は 26,926 m² となっております。

1 件目

(貸し人) 荒尾市牛水の個人

(借り人) 荒尾市牛水の個人

(利用権を設定する土地) 牛水の田 面積 1,215 m²

利用目的は米・麦で、期間は令和6年3月15日から令和16年6月30日までの10年間、借賃は10a当り物納で60kgです。

2 件目

(貸し人) 荒尾市蔵満の個人

(借り人) 荒尾市水野の個人

(利用権を設定する土地) 蔵満の田 面積413㎡ 外2筆 合計2,347㎡

利用目的は米で、期間は令和6年3月15日から令和11年6月30日までの5年間、借賃は10a当り物納で60kgです。

3 件目

(貸し人) 福岡県みやま市山川町の個人

(借り人) 福岡県みやま市山川町の個人

(利用権を設定する土地) 平山の畑及び樹園地 面積5,225㎡ 外2筆 合計16,716㎡

利用目的はみかんで、期間は令和6年7月1日から令和16年6月30日までの10年間、使用貸借権の設定です。

4 件目

(譲渡人) 熊本市南区城南町の個人

(譲受人) 荒尾市牛水の個人

(所有権を移転する土地) 牛水の畑、面積357㎡

利用目的は麦で、対価は無償です。

5 件目

(譲渡人) 熊本市西区河内町の個人

(譲受人) 荒尾市樺の個人

(所有権を移転する土地) 樺の畑、面積703㎡ 外4筆 合計6,291㎡

利用目的はみかんで、対価は樺の宅地を含む6筆合計で1,900,000円です。

議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画については以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは、この件について御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（「はい」の声あり）—

議長 それでは本件について決定します。これで本日の審議は終わりました。報告事項について事務局より一括で説明をお願いします。

（事務局説明）

報告第7号 農地法第3条の3第1項の届けについて 1件

報告第8号 許可不要転用届について 1件

報告第9号 許可書返納届について 1件

議長 ありがとうございます。審議はありませんが、御意見、御質問を受付けます。何かございませんか。

—（「なし」の声あり）—

議長 それでは本日の議案はすべて終了しました。連絡事項について事務局から説明をお願いします。

事務局より事務連絡

- 農地意向カードについて
- 2025年農林業センサス調査に係る協力依頼について
- 農業委員会活動記録簿の提出について
- 非農地通知書について
- 「のうねん」の配布について

議長 ありがとうございます。他に何かございませんか。

—（「なし」の声あり）—

議長 それでは、これをもちまして令和6年第3回総会を終了します。